

参考資料

和泉市建築基準法施行条例の一部改正 新旧対照表

新			旧		
(工事監理者の届出)			(工事監理者の届出)		
第67条 法第6条第1項(法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の建築主事又は建築副主事(以下「 <u>建築主事等</u> 」という。)の確認を受ける建築物の建築主又は工作物の築造主が工事監理者を定め、又は変更したときは、工事監理者と共同して市長に届け出なければならない。			第67条 法第6条第1項(法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の建築主事の確認を受ける建築物の建築主又は工作物の築造主が工事監理者を定め、又は変更したときは、工事監理者と共同して市長に届け出なければならない。		
2、3 略			2、3 略		
4 <u>第1項の規定は、法第18条第4項(法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)に規定する国の機関の長等が工事監理者を定め、又は変更した場合について準用する。この場合において、第1項中「市長」とあるのは、「指定確認検査機関」と読み替えるものとする。</u>					
(確認、検査等の手数料)			(確認、検査等の手数料)		
第68条 法第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の確認の申請をしようとする者又は法第18条第2項の規定による通知者(法第87条第1項において準用する場合を含む。)は、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。			第68条 法第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の確認の申請をしようとする者又は法第18条第2項の規定による通知者(法第87条第1項において準用する場合を含む。)は、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。		
項	床面積の合計	金額	項	区分	金額

新			旧			
				床面積の合計	申請又は通知の方法	
1	100 平方メートル以下のもの	38,000 円	1	100 平方メートル以下のもの	磁気ディスク等による場合（以下「磁気ディスク等申請」という。）	31,000 円
					書類又は図書のみによる場合（以下「書類申請」という。）	33,000 円
2	100 平方メートルを超え 200 平方メートル以下のもの	50,000 円	2	100 平方メートルを超え、200 平方メートル以下のもの	磁気ディスク等申請	42,000 円
					書類申請	44,000 円
3	200 平方メートルを超え 300 平方メートル以下のもの	72,000 円	3	200 平方メートルを超え、500 平方メートル以下のもの	磁気ディスク等申請	58,000 円
					書類申請	60,000 円
4	300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以下のもの	97,000 円	4	500 平方メートルを超え、1,000 平方メートル以下のもの	磁気ディスク等申請	85,000 円
					書類申請	87,000 円
5	1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以下のもの	130,000 円	5	1,000 平方メートルを超え、2,000 平方メートル以下のもの	磁気ディスク等申請	114,000 円
					書類申請	116,000 円
6	2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以下のもの	307,000 円	6	2,000 平方メートルを超え、10,000 平方メートル以下のもの	磁気ディスク等申請	273,000 円
					書類申請	275,000 円
7	10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以下のもの	524,000 円	7	10,000 平方メートルを超え、50,000 平方メートル以下のもの	磁気ディスク等申請	468,000 円
					書類申請	470,000 円
8	50,000 平方メートルを超えるもの	814,000 円	8	50,000 平方メートルを超えるもの	磁気ディスク等申請	728,000 円
					書類申請	730,000 円
備考 略			備考 略			
2 法第6条の3第1項第1号若しくは第2号又は法第18条第5項第1号若しくは第2号により特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを建築主事等が審査する場合は、前			2 法第6条の3第1項ただし書又は第18条第4項ただし書により特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを建築主事が審査する場合は、前項の手数料のほか、当該審査を			

新			旧		
項の手数料のほか、当該審査を行う 1 の建築物ごと（法第 20 条第 2 項に規定する部分にあっては、当該独立部分ごと）に次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の合計額の手数料を納付しなければならない。			行う 1 の建築物ごと（法第 20 条第 2 項に規定する部分にあっては、当該独立部分ごと）に次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の合計額の手数料を納付しなければならない。		
略			略		
備考 略			備考 略		
3 次の各号に掲げる者は、当該各号の表の中欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。			3 次の各号に掲げる者は、当該各号の表の中欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。		
(1)法第 7 条第 1 項の規定による完了検査の申請をしようとする者又は法第 18 条第 20 項の規定による工事完了の通知者(当該申請又は通知に係る建築物の工事が法第 7 条の 3 第 1 項の特定工程を含まない場合に限る。)			(1)法第 7 条第 1 項の規定による完了検査の申請をしようとする者又は法第 18 条第 16 項の規定による工事完了の通知者(当該申請又は通知に係る建築物の工事が法第 7 条の 3 第 1 項の特定工程を含まない場合に限る。)		
項	床面積の合計	金額	項	床面積の合計	金額
1	100 平方メートル以下のもの	25,000 円	1	100 平方メートル以下のもの	22,000 円
2	100 平方メートルを超え 200 平方メートル以下のもの	29,000 円	2	100 平方メートルを超え、200 平方メートル以下のもの	26,000 円
3	200 平方メートルを超え 300 平方メートル以下のもの	36,000 円	3	200 平方メートルを超え、500 平方メートル以下のもの	32,000 円
4	300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以下のもの	60,000 円	4	500 平方メートルを超え、1,000 平方メートル以下のもの	55,000 円
5	1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以下のもの	84,000 円	5	1,000 平方メートルを超え、2,000 平方メートル以下のもの	76,000 円
6	2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以下のもの	229,000 円	6	2,000 平方メートルを超え、10,000 平方メートル以下のもの	209,000 円

新			旧		
7	10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以下のもの	336,000 円	7	10,000 平方メートルを超え、50,000 平方メートル以下のもの	308,000
8	50,000 平方メートルを超えるもの	566,000 円	8	50,000 平方メートルを超えるもの	518,000
備考 略			備考 略		
(2)法第7条第1項の規定による完了検査の申請をしようとする者又は法第18条第20項の規定による工事完了の通知者(当該申請又は通知に係る建築物の工事が法第7条の3第1項の特定工程を含む場合に限る。)			(2)法第7条第1項の規定による完了検査の申請をしようとする者又は法第18条第16項の規定による工事完了の通知者(当該申請又は通知に係る建築物の工事が法第7条の3第1項の特定工程を含む場合に限る。)		
項	床面積の合計	金額	項	床面積の合計	金額
1	100 平方メートル以下のもの	22,000 円	1	100 平方メートル以下のもの	円 20,000
2	100 平方メートルを超え 200 平方メートル以下のもの	26,000 円	2	100 平方メートルを超え、200 平方メートル以下のもの	24,000
3	200 平方メートルを超え 300 平方メートル以下のもの	33,000 円	3	200 平方メートルを超え、500 平方メートル以下のもの	30,000
4	300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以下のもの	57,000 円	4	500 平方メートルを超え、1,000 平方メートル以下のもの	52,000
5	1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以下のもの	78,000 円	5	1,000 平方メートルを超え、2,000 平方メートル以下のもの	71,000
6	2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以下のもの	218,000 円	6	2,000 平方メートルを超え、10,000 平方メートル以下のもの	199,000
7	10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以下のもの	315,000 円	7	10,000 平方メートルを超え、50,000 平方メートル以下のもの	288,000
8	50,000 平方メートルを超えるもの	523,000 円	8	50,000 平方メートルを超えるもの	478,000
備考 略			備考 略		
(3)法第7条の3第1項の規定による中間検査の申請をしようとする者又は法第18条第28項の規定による特定工程に係る工事終了の通知者			(3)法第7条の3第1項の規定による中間検査の申請をしようとする者又は法第18条第19項の規定による特定工程に係る工事終了の通知者		

新			旧		
項	中間検査を行う部分の床面積の合計	金額	項	中間検査を行う部分の床面積の合計	金額
1	100 平方メートル以下のもの	<u>20,000 円</u>	1	100 平方メートル以下のもの	<u>円</u> <u>18,000</u>
2	100 平方メートルを超え 200 平方メートル以下のもの	<u>23,000 円</u>	2	100 平方メートルを超え、 <u>200</u> 平方メートル以下のもの	<u>21,000</u>
3	200 平方メートルを超え <u>300</u> 平方メートル以下のもの	<u>29,000 円</u>	3	200 平方メートルを超え、 <u>500</u> 平方メートル以下のもの	<u>27,000</u>
4	<u>300</u> 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以下のもの	<u>50,000 円</u>	4	<u>500</u> 平方メートルを超え、 <u>1,000</u> 平方メートル以下のもの	<u>46,000</u>
5	1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以下のもの	<u>68,000 円</u>	5	1,000 平方メートルを超え、 <u>2,000</u> 平方メートル以下のもの	<u>62,000</u>
6	2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以下のもの	<u>184,000 円</u>	6	2,000 平方メートルを超え、 <u>10,000</u> 平方メートル以下のもの	<u>168,000</u>
7	10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以下のもの	<u>279,000 円</u>	7	10,000 平方メートルを超え、 <u>50,000</u> 平方メートル以下のもの	<u>255,000</u>
8	50,000 平方メートルを超えるもの	<u>470,000 円</u>	8	50,000 平方メートルを超えるもの	<u>430,000</u>
4 法第 8 7 条の 4 に規定する昇降機に係る部分を含む法第 6 条第 1 項の確認の申請をしようとする者又は法第 8 7 条の 4 に規定する昇降機に係る部分を含む法第 1 8 条第 2 項の規定による通知者は、第 1 項の手数料のほか、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。			4 法第 8 7 条の 4 に規定する昇降機に係る部分を含む法第 6 条第 1 項の確認の申請をしようとする者又は法第 8 7 条の 4 に規定する昇降機に係る部分を含む法第 1 8 条第 2 項の規定による通知者は、第 1 項の手数料のほか、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。		
項	申請又は通知に係る昇降機の内容	金額	項	区分	
				申請又は通知に係る昇降機の内容	申請又は通知の方法
1	昇降機（小荷物専用昇降機を除く。以下この表において同じ。）を設置する場合（2 の項に規定する場合を除く。）	<u>24,000 円</u>	1	昇降機（小荷物専用昇降機を除く。以下この表において同じ。）を設置する場合（2 の項に規定する場合を除く。）	磁気ディスク等申請 <u>円</u> <u>19,000</u> 書類申請 <u>21,000</u>
2	確認を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合	<u>15,000 円</u>	2	確認を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合	磁気ディスク等申請 <u>11,000</u> 書類申請 <u>13,000</u>

新			旧			
3	小荷物専用昇降機を設置する場合（4 の項に規定する場合を除く。）	13,000 円	3	小荷物専用昇降機を設置する場合（4 の項に規定する場合を除く。）	磁気ディスク等申請	9,000
					書類申請	11,000
4	確認を受けた小荷物専用昇降機の計画を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	10,000 円	4	確認を受けた小荷物専用昇降機の計画を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	磁気ディスク等申請	7,000
					書類申請	9,000
備考 略			備考 略			
5 次の各号に掲げる者は、当該各号の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。			5 次の各号に掲げる者は、当該各号の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。			
(1)法第87条の4において準用する法第6条第1項の確認の申請をしようとする者又は法第87条の4において準用する法第18条第2項の規定による通知者			(1)法第87条の4において準用する法第6条第1項の確認の申請をしようとする者又は法第87条の4において準用する法第18条第2項の規定による通知者			
項	申請又は通知に係る昇降機の内容	金額	項	区分		金額
				申請又は通知に係る昇降機の内容	申請又は通知の方法	
1	建築設備（小荷物専用昇降機を除く。以下この表において同じ。）を設置する場合（2の項に規定する場合を除く。）	24,000 円	1	建築設備（小荷物専用昇降機を除く。以下この表において同じ。）を設置する場合（2の項に規定する場合を除く。）	磁気ディスク等申請	円
						19,000
					書類申請	21,000
2	確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合	15,000 円	2	確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合	磁気ディスク等申請	11,000
					書類申請	13,000
3	小荷物専用昇降機を設置する場合（4の項に規定する場合を除く。）	13,000 円	3	小荷物専用昇降機を設置する場合（4の項に規定する場合を除く。）	磁気ディスク等申請	9,000
					書類申請	11,000

新			旧			
4	確認を受けた小荷物専用昇降機の計画を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	10,000 円	4	確認を受けた小荷物専用昇降機の計画を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	磁気ディスク等申請	7,000
					書類申請	9,000
備考 略			備考 略			
(2)法第88条第1項及び第2項において準用する法第6条第1項の確認の申請をしようとする者又は法第88条第1項及び第2項において準用する法第18条第2項の規定による通知者			(2)法第88条第1項及び第2項において準用する法第6条第1項の確認の申請をしようとする者又は法第88条第1項及び第2項において準用する法第18条第2項の規定による通知者			
項	申請又は通知の内容	金額	項	区分		金額
1	工作物を築造する場合（2の項に規定する場合を除く。）	21,000 円	1	工作物を築造する場合（2の項に規定する場合を除く。）	磁気ディスク等申請	円
					書類申請	16,000
2	確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合	12,000 円				18,000
			2	確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合	磁気ディスク等申請	8,000
					書類申請	10,000
備考 略			備考 略			
6 法第87条の4に規定する昇降機に係る部分を含む法第7条第1項の規定による完了検査の申請をしようとする者又は法第87条の4に規定する昇降機に係る部分を含む法第18条第20項の規定による工事完了の通知者は、第3項の手数料のほか、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。			6 法第87条の4に規定する昇降機に係る部分を含む法第7条第1項の規定による完了検査の申請をしようとする者又は法第87条の4に規定する昇降機に係る部分を含む法第18条第16項の規定による工事完了の通知者は、第3項の手数料のほか、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。			
項	区分	金額	項	区分		金額

新			旧		
1	昇降機（小荷物専用昇降機を除く。）の完了検査を受ける場合	20,000 円	1	昇降機（小荷物専用昇降機を除く。）の完了検査を受ける場合	円 18,000
2	小荷物専用昇降機の完了検査を受ける場合	11,000 円	2	小荷物専用昇降機の完了検査を受ける場合	10,000
備考 略			備考 略		
7 次の各号に掲げる者は、当該各号の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。			7 次の各号に掲げる者は、当該各号の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。		
(1)法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定による完了検査の申請をしようとする者又は法第87条の4において準用する法第18条第20項の規定による工事完了の通知者			(1)法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定による完了検査の申請をしようとする者又は法第87条の4において準用する法第18条第16項の規定による工事完了の通知者		
項	区分	金額	項	区分	金額
1	建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）の完了検査を受ける場合	20,000 円	1	建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）の完了検査を受ける場合	円 18,000
2	小荷物専用昇降機の完了検査を受ける場合	11,000 円	2	小荷物専用昇降機の完了検査を受ける場合	10,000
備考 略			備考 略		
(2)法第88条第1項及び第2項において準用する法第7条第1項の規定による完了検査の申請をしようとする者又は法第88条第1項及び第2項において準用する法第18条第20項の規定による工事完了の通知者			(2)法第88条第1項及び第2項において準用する法第7条第1項の規定による完了検査の申請をしようとする者又は法第88条第1項及び第2項において準用する法第18条第16項の規定による工事完了の通知者		
項	区分	金額	項	区分	金額
1	工作物の完了検査を受ける場合		1	工作物の完了検査を受ける場合	円

新			旧		
		14,000 円			12,000
備考 略			備考 略		
8 法第 6 条第 1 項の確認の申請(当該申請に係る建築物の工事が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成 2 7 年法律第 5 3 号。以下「建築物省エネルギー法」という。)第 1 1 条第 1 項に規定する要確認特定建築行為である場合であって、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成 2 8 年国土交通省令第 5 号。以下「建築物省エネルギー法施行規則」という。)第 2 条第 1 項第 1 号に該当する場合(同項第 2 号若しくは第 3 号の規定その他これらに類する規定に適合することの確認に必要な書面又はそれらの写しを提出しない場合に限る。この項において同じ。)に限る。)をしようとする者又は法第 1 8 条第 2 項の規定による計画(当該計画に係る建築物の工事が建築物省エネルギー法第 1 2 条第 2 項に規定する要通知特定建築行為である場合であって建築物省エネルギー法施行規則第 2 条第 1 項第 1 号に該当する場合に限る。)の通知者は、第 1 項の金額のほか、建築物ごとに次の表の中欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。					
項	区分		金額		
	確認の申請又	床面積の合計			
	は計画の通知				

新				旧	
	に係る建築物				
1	一戸建ての住	200 平方メートル未満のもの	20,600 円		
	宅	200 平方メートル以上のもの	22,100 円		
2	共同住宅等	300 平方メートル未満のもの	38,400 円		
		300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	66,200 円		
		2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	119,600 円		
		5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	180,700 円		
		10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	331,500 円		
		25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	560,400 円		
		50,000 平方メートル以上のもの	982,600 円		
		備考			
1 「床面積の合計」とは、消費性能基準適合させなければならない建築物の部分の床面積の合計をいう。次項において同じ。					
2 「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。次項において同じ。					
9 法第 7 条第 1 項の規定による完了検査の申請（当該申請に係る建築物の工事が建築物省エネルギー法第 11 条第 1 項に規定する要確認特				8 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「建築物省エネルギー法」という。）第 11 条第 1 項の規定を含む法第 7 条第 1 項の規定による完了検査の申請を	

新				旧				
定建築行為である場合に限る。) をしようとする者又は建築物省エネルギー法第 1 2 条第 2 項に規定する要通知特定建築行為を含む法第 1 8 条第 2 0 項の規定による工事の完了通知者は、第 3 項の金額のほか、建築物ごとに次の表の中欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。				しようとする者又は建築物省エネルギー法第 1 1 条第 1 項の規定を含む法第 1 8 条第 1 6 項の規定による工事完了の通知者は、第 3 項及び第 6 項の手数料のほか、建築物ごとに次の表の中欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。				
項	区分		金額	項	区分		金額	
	確認の申請	床面積の合計			建築物の用途	床面積の合計		
	又は計画の							
	通知に係る							
	建築物							
	1	一戸建ての	200 平方メートル未満のもの					7, 400 円
		住宅	200 平方メートル以上のもの					8, 200 円
	2	共同住宅等	300 平方メートル未満のもの					14, 100 円
			300 平方メートル以上 2, 000 平方メートル未満のもの					25, 300 円
			2, 000 平方メートル以上 5, 000 平方メートル未満のもの					45, 300 円
			5, 000 平方メートル以上 10, 000 平方メートル未満のもの					69, 100 円
			10, 000 平方メートル以上 25, 000 平方メートル未満のもの					127, 100 円

新				旧			
		25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	214,800 円				
		50,000 平方メートル以上のもの	377,500 円				
3	工場等のみのもの	300 平方メートル未満のもの	8,900 円	1	工場等のみのもの	1,000 平方メートル未満のもの	19,500 円
		300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	20,100 円				
		1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	29,000 円			1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	27,900 円
		2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	73,600 円			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	70,200 円
		5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	110,700 円			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	105,400 円
		10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	138,200 円			10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	131,600 円
		25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	171,700 円			25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	163,300 円
		50,000 平方メートル以上のもの	238,600 円			50,000 平方メートル以上のもの	226,900 円
4	その他のものの	300 平方メートル未満のもの	43,100 円	2	その他のものの	1,000 平方メートル未満のもの	85,500 円
		300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	85,500 円				
		1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	113,000 円			1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	112,800 円
		2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	183,600 円			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	181,300 円

新				旧			
		方メートル未満のもの				方メートル未満のもの	
		5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	239,300 円			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	235,400 円
		10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	287,600 円			10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	282,500 円
		25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	338,100 円			25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	331,500 円
		50,000 平方メートル以上のもの	437,700 円			50,000 平方メートル以上のもの	428,100 円
5	複合建築物	住宅以外の用途に供する部分が工場等のみの場合は当該部分を 3 の項の工場等のみのものとみなし、その他の場合は住宅以外の用途に供する部分を 4 の項の非住宅建築物とみなして床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額に、住宅の用途に供する部分の住戸数が 1 の場合は当該部分を 1 の項の一戸建ての住宅とみなし、その他の場合は住宅の用途に供する部分を 2 の項の共同住宅等とみなして床面積の合計の欄					

新			旧			
		に掲げる区分に応じそれぞれ 右欄に定める金額を加算した 額				
備考			備考			
			<u>1 「建築物の用途」とは、建築物省エネルギー法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下「消費性能基準」という。）に適合させなければならない建築物の部分の用途をいう。</u>			
			<u>2 「床面積の合計」とは、消費性能基準に適合させなければならない建築物の部分の床面積（増築又は改築（以下「増築等」という。）をする場合であつて、当該増築等に係る建築物について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により一次エネルギー消費量（基準省令第1条第1項第1号イの一次エネルギー消費量をいう。）に係る計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除いた床面積）の合計をいう。ただし、建築物の増築等をする場合（増築等後に既存の建築物と当該増築に係る部分が1の建築物となる場合に限る。）で、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第55条第1項又は建築物省エネルギー法第36条第1項の規定により建築物の増築等の認定を受け、かつ、これらの認定を建築物省エネルギー法第12条第3項の適合通知書の交付を受けたものとみなしたときは、当該増築等に係る部分の床面積の合計に当該増築等をする部分以外の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。</u>			
<u>1 「工場等」とは、工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖</u>			<u>3 「工場等」とは、工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増</u>			

新			旧		
場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するものをいう。			殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するものをいう。		
2 「複合建築物」とは、住宅以外の用途に供する部分及び住宅の用途に供する部分から成る建築物をいう。					
1 0 次の表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。			9 次の表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。		
項	床面積の合計	金額	項	床面積の合計	金額
1	法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第38項第1号若しくは第2号（法第87条の4並びに法第88条第1項及び第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の認定の申請をしようとする者	略	1	法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第24項第1号若しくは第2号（法第87条の4並びに法第88条第1項及び第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の認定の申請をしようとする者	略
(以下略)			(以下略)		
備考 略			備考 略		
1 1 法第86条の8第1項若しくは第3項(法第87条の2第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)又は法第87条の2第1項の規定による全体計画認定の申請をしようとする者は、次の表の中欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。ただし、法第86条の8第3項の規定による認定のうち、工事期間のみを変更する場合にあっては、床面積の合計にかかわらず、手数料を23,000円とする。			1 0 法第86条の8第1項若しくは第3項(法第87条の2第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)又は法第87条の2第1項の規定による全体計画認定の申請をしようとする者は、次の表の中欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。ただし、法第86条の8第3項の規定による認定のうち、工事期間のみを変更する場合にあっては、床面積の合計にかかわらず、手数料を21,000円とする。		
項	床面積の合計	金額	項	床面積の合計	金額

新			旧		
	1	100 平方メートル以下のもの	<u>38,000 円</u>		円
	2	100 平方メートルを超え 200 平方メートル以下のもの	<u>50,000 円</u>		<u>33,000</u>
	3	200 平方メートルを超え <u>300 平方メートル</u> 以下のもの	<u>72,000 円</u>		<u>44,000</u>
	4	<u>300 平方メートル</u> を超え 1,000 平方メートル以下のもの	<u>97,000 円</u>		<u>60,000</u>
	5	1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以下のもの	<u>130,000 円</u>		<u>87,000</u>
	6	2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以下のもの	<u>307,000 円</u>		<u>116,000</u>
	7	10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以下のもの	<u>524,000 円</u>		<u>275,000</u>
	8	50,000 平方メートルを超えるもの	<u>814,000 円</u>		<u>470,000</u>
					<u>730,000</u>
備考 略			備考 略		
1 2 令第 1 3 7 条の 1 6 第 2 号の規定による認定の申請をしようとする者は、次の表の中欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。			1 1 令第 1 3 7 条の 1 6 第 2 号の規定による認定の申請をしようとする者は、次の表の中欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。		
項	床面積の合計		金額	項	床面積の合計
1	100 平方メートル以下のもの		<u>31,000 円</u>	1	100 平方メートル以下のもの
2	100 平方メートルを超え 200 平方メートル以下のもの		<u>40,000 円</u>	2	100 平方メートルを超え 200 平方メートル以下のもの
3	200 平方メートルを超え <u>300 平方メートル</u> 以下のもの		<u>58,000 円</u>	3	200 平方メートルを超え <u>500 平方メートル</u> 以下のもの
4	<u>300 平方メートル</u> を超え 1,000 平方メートル以下のもの		<u>77,000 円</u>	4	<u>500 平方メートル</u> を超え 1,000 平方メートル以下のもの
5	1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以下のもの		<u>104,000 円</u>	5	1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以下のもの
6	2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以下のもの		<u>245,000 円</u>	6	2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以下のもの
7	10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以下のもの		<u>419,000 円</u>	7	10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以下のもの
					<u>377,000 円</u>

新			旧		
8	50,000 平方メートルを超えるもの	651,000 円	8	50,000 平方メートルを超えるもの	584,000 円
備考 略			備考 略		

新	旧									
<u>第 2 1 条の 2 削除</u>	<u>(客席)</u>									
	<u>第 2 1 条の 2 劇場等(公会堂又は集会場の用途に供する建築物で床面積の合計が 1, 0 0 0 平方メートル以下のものを除く。次条において同じ。)の客席には、次に掲げるところにより、車いす使用の利用者用に供する部分を設けなければならない。</u>									
	<u>(1) 床は、平たんとすること。</u>									
	<u>(2) 次の表に定める数以上とすること。</u>									
	<table><tr><th><u>客席の種別</u></th><th><u>車いす使用の利用者用に供する部分の数</u></th></tr><tr><td><u>客席等の数が 100 席以下のもの</u></td><td><u>1</u></td></tr><tr><td><u>客席等の数が 100 席を超え 400 席</u></td><td><u>2</u></td></tr><tr><td><u>以下のもの</u></td><td></td></tr><tr><td><u>客席等の数が 400 席を超えるもの</u></td><td><u>2 に 400 席を超える席数 200 席 (200 席に満たない端数は、200 席とする。) ごとに 1 を加えた数</u></td></tr></table>	<u>客席の種別</u>	<u>車いす使用の利用者用に供する部分の数</u>	<u>客席等の数が 100 席以下のもの</u>	<u>1</u>	<u>客席等の数が 100 席を超え 400 席</u>	<u>2</u>	<u>以下のもの</u>		<u>客席等の数が 400 席を超えるもの</u>
<u>客席の種別</u>	<u>車いす使用の利用者用に供する部分の数</u>									
<u>客席等の数が 100 席以下のもの</u>	<u>1</u>									
<u>客席等の数が 100 席を超え 400 席</u>	<u>2</u>									
<u>以下のもの</u>										
<u>客席等の数が 400 席を超えるもの</u>	<u>2 に 400 席を超える席数 200 席 (200 席に満たない端数は、200 席とする。) ごとに 1 を加えた数</u>									
	<u>(3) 車いす使用の利用者用に供する部分 1 につき、幅を 8 5 センチメートル以上とし、奥行きを 1. 2 メートル以上とすること。</u>									

新	旧
(客席内の通路) 第21条の3 <u>劇場等に設ける高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第15条の規定により設けた車椅子使用者用部分に通ずる客席内の通路のうち一以上は、次の各号に定めるところによらなければならない。</u> (1) 縦通路の幅員は、<u>椅子席が通路の片側のみにある場合は、1.2メートル以上1.8メートル以下とすること。</u> (2) 横通路の幅員は、<u>客席の最後部の横通路にあっては、1.2メートル以上2.4メートル以下とすること。</u> (3) 略	(客席内の通路) 第21条の3 <u>劇場等の客席内に設ける通路のうち1以上の通路は、次の各号に定めるところによらなければならない。</u> (1) 縦通路の幅員は、<u>1.2メートル以上（いす席が通路の片側のみにある場合は、幅員1.2メートル以上1.8メートル以下）とすること。</u> (2) 横通路の幅員は、<u>1.2メートル以上（客席の最後部の横通路の幅員は、1.2メートル以上2.4メートル以下）とすること。</u> (3) 略 <u>2 前項に規定する通路に高低差がある場合は、次の各号に定める構造の傾斜路を設けなければならない。</u> (1) <u>幅員を1.2メートル以上としたもの</u> (2) <u>勾配を12分の1以下としたもの</u> (3) <u>表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げたもの</u>